

防衛省訓令第26号

防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（平成19年防衛施設庁告示第9号）を実施するため、再編関連訓練移転等交付金交付要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

防衛大臣 稲田 朋美

再編関連訓練移転等交付金交付要綱

改正 平成30年3月30日省訓第26号

改正 平成31年3月29日省訓第18号

改正 令和5年3月31日省訓第32号

（通則）

第1条 再編関連訓練移転等交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則その他の法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(交付金の目的)

第2条 交付金は、訓練移転等が実施される再編関連特定防衛施設の周辺地域において、航空機騒音等による住民の生活の安定に及ぼす影響が、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第6条の規定に基づく再編交付金の交付を終了した後も継続することを考慮し、当該再編関連特定防衛施設に係る再編関連特定周辺市町村が行う住民の生活の安定に寄与する事業のために必要な措置を講じ、もって訓練移転等の円滑かつ確実な実施に資することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 駐留軍等の再編 駐留軍再編特別措置法第2条第2号に規定する駐留軍等の再編をいう。
- (2) 防衛施設 駐留軍再編特別措置法第2条第3号に

規定する防衛施設をいう。

(3) 訓練移転等 駐留軍等の再編として、他の防衛施設に所在する航空機を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊が、訓練のために防衛施設を使用すること（当該使用による当該防衛施設の周辺地域における航空機騒音等の影響に特に配慮を要するものに限る。）をいう。

(4) 再編関連特定防衛施設 駐留軍再編特別措置法第4条第1項に規定する再編関連特定防衛施設をいう。

(5) 再編関連特定周辺市町村 駐留軍再編特別措置法第5条第1項に規定する再編関連特定周辺市町村をいう。

（交付金の交付）

第4条 交付金の交付に関する事務は、地方防衛局長が行うものとする。

2 交付金の交付については、防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則附則第3項に規定する駐留軍等の再編の実施に当たっての特別の措置とする。

(防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則の
規定の準用)

第5条 交付金の交付に関する事務の取扱いについては、
交付金を防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱
規則（平成19年防衛省訓令第80号）第3条第1項
に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金とみなし
て、同訓令の規定を準用する。この場合において、同
訓令第5条第2項中「20日間」とあるのは「40日
間」と読み替えるものとする。

(交付の対象)

第6条 防衛大臣は、次に掲げる要件のいずれにも該当
する再編関連特定周辺市町村であって、訓練移転等
による住民の生活の安定に及ぼす影響が継続すること
を考慮し、住民の生活の安定を図るための措置を講ず
ることが訓練移転等の円滑かつ確実な実施を図るため
必要と認められるものに対し、予算の範囲内において、
交付金を交付するものとする。

(1) 訓練移転等が実施される再編関連特定防衛施設に

係る再編関連特定周辺市町村であること。

(2) 駐留軍再編特別措置法第6条の規定に基づく再編交付金の交付を終了したこと。

(3) 訓練移転等の円滑かつ確実な実施に理解を示し、協力を行っていることと認められること。

(交付金を充てることができる事業)

第7条 交付金を充てることができる事業は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成19年政令第268号）第2条各号に掲げる事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、交付金は、同令第3条各号に掲げる事業については、交付しない。

(交付金の交付額)

第8条 交付金の交付額は、毎年度の予算の範囲内で、次に掲げる区分に応じ、防衛大臣が定める。

(1) 定額分 住民の生活の安定に寄与する事業を切れ目なく実施するため、駐留軍再編特別措置法第6条の規定に基づく再編交付金の総額の5割程度を各年

度に配分した額

(2) 実績分 交付金を交付する年度（以下「交付年度」という。）の8月末日から起算して過去3年間の訓練移転等の実施状況を踏まえた額

2 前項の区分に応じた交付金の交付額は、次に掲げる方法により算定した額の範囲内の額とするものとする。

(1) 定額分 各年度の定額点数に駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則（平成19年防衛省令第11号。以下「省令」という。）第3条第16号により定めた基本配分額（以下単に「基本配分額」という。）を乗じて得た額

(2) 実績分 実績点数に基本配分額を乗じて得た額

3 この条の規定に基づく交付金の交付額の算定に係る次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 定額点数 基礎点数に各年度の継続率を乗じて得た数値を平成30年度（平成31年度に交付が開始される再編関連特定周辺市町村の交付金にあっては、

平成31年度) から令和8年度までの各年度の継続率の合計で除して得た数値

(2) 基礎点数 省令第3条第11号の規定により得られた市町村装備訓練点数(以下単に「市町村装備訓練点数」という。)から省令第3条第14号の規定により得られた計画点数のうち最も高い点数(当該点数に省令第3条第6号により定めた市町村整備等点数が含まれている場合にはこの点数を減じた点数)を減じた数値(平成31年度に交付が開始される再編関連特定周辺市町村の交付金にあつては、市町村装備訓練点数)に2分の1を乗じて得た数値

(3) 継続率 平成30年度から令和3年度までの間の各年度は1とし、令和4年度以後は毎年度0.1ずつ逡減させた割合(平成31年度に交付が開始される再編関連特定周辺市町村の交付金にあつては、平成31年度から令和5年度までの間の各年度は1とし、令和6年度は0.9とし、令和7年度は0.7とし、令和8年度は0.5とする。)

(4) 実績点数 年度基礎点数に交付年度の8月末日から起算して過去3年間に実施された訓練移転等の回数（訓練移転等の訓練期間がおおむね7日以下、かつ、米軍からの訓練参加機数がおおむね5機以下の訓練移転等の回数は、2分の1を乗じて得た回数）を3で除して得た数値（最後に実施された訓練移転等の後、交付年度の8月末日から起算して過去3年間に訓練移転等が実施されないこととなったときは、そのときから2年間に限り、訓練移転等が1回実施された場合の訓練移転等の回数に4分の1を乗じて得た回数を訓練移転等が実施されなかった年数で除して得た数値）及び訓練移転等の影響の程度その他訓練移転等の実施状況を考慮した数値を乗じて得た数値

(5) 年度基礎点数 第2号に規定する基礎点数を平成30年度（平成31年度に交付が開始される再編関連特定周辺市町村の交付金にあっては、平成31年度）から令和8年度までの年度の数で除して得た数

値

- 4 前項の交付金の交付額の算定に当たっては、算定に用いる数値に小数点以下五位未満の端数があるときは、その数値を四捨五入するものとし、算定した交付額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

(オスプレイの訓練移転等に係る交付金の交付額)

第9条 普天間飛行場に所在するオスプレイを使用した訓練移転等（日米共同訓練に限る。以下「オスプレイの訓練移転等」という。）に係る前条の規定の適用については、次に定めるところによる。

- (1) 第6条第1項第1号に規定する再編関連特定防衛施設は、オスプレイの訓練移転等の拠点となる飛行場及び訓練を実施する演習場に限るものとする。
- (2) オスプレイの訓練移転等の拠点となる飛行場及び訓練を実施する演習場であって再編関連特定防衛施設ではない防衛施設については、再編関連特定防衛施設と、当該飛行場及び当該演習場に係る市町村で

あって再編関連特定周辺市町村ではない市町村については、再編関連特定周辺市町村とそれぞれみなすものとする。

(3) 第6条第1項第2号及び前条第1項第1号の規定は適用しない。

(4) 前条第1項第2号に規定する実績分は、交付年度の8月末日から起算して過去1年間のオスプレイの訓練移転等の実施状況を踏まえた額とする。

(5) 前条第3項第4号に規定する実績点数は、年度基礎点数にオスプレイの訓練移転等の実施状況その他オスプレイの訓練移転等の影響の程度等を考慮した数値を乗じ、前号に規定する期間にオスプレイの訓練移転等を実施した再編関連特定周辺市町村の数で^{あん}按分して得た数値とする。

(6) 前条第3項第5号に規定する年度基礎点数は、市町村装備訓練点数（省令別表第6他の防衛施設に所在する部隊の新たな使用（次の項に掲げるものを除く。）の項に掲げる数値を用いて算出するものとする。

る。)に2分の1を乗じ、平成29年度から令和8年度までの年度の数で除して得た数値とする。

(交付金を充てることができる経費等)

第10条 交付金を充てることができる費用及び交付の
手続については、駐留軍再編特別措置法第6条の規定
に基づく再編交付金の交付に関する規定の例による。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、交付金のうち令和9年度以降に繰り越されるものについては、同日後においても、なおその効力を有する。

附 則 (平成30年3月30日省訓第26号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(再編関連訓練移転等交付金交付要綱の一部改正に伴

う経過措置)

- 2 第28条の規定による改正後の再編関連訓練移転等
交付金交付要綱第9条に規定するオスプレイの訓練移
転等に係る交付金の交付額は、平成30年度に限り、
同条第4号の規定にかかわらず、平成29年4月から
平成30年9月までの間のオスプレイの訓練移転等の
実施状況を踏まえた額とする。

附 則（平成31年3月29日省訓第18号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日省訓第32号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

（再編関連訓練移転等交付金交付要綱の一部改正に伴
う経過措置）

- 2 この訓令による改正後の再編関連訓練移転等交付金
交付要綱（次項において「改正要綱」という。）第8
条第1項第2号に規定する実績分及び同条第3項第4
号に規定する実績点数の令和5年度から令和7年度ま

での適用については、「8月末日から起算して過去3年間」とあるのは、「前年度の10月1日から交付年度の8月末日まで及び交付年度の前年度の9月末日から起算して過去2年間」とする。

- 3 改正要綱第9条第4号に規定する実績分の令和5年度の適用については、「交付年度の8月末日から起算して過去1年間」とあるのは、「令和4年10月1日から令和5年8月31日まで」とする。